

遺伝カウンセリング学会細則

(会誌編集)

第1条 会誌「日本遺伝カウンセリング学会誌」の編集委員長は、原則として会員の中から若干名の査読委員を委嘱することが出来る。

(表彰)

第2条 会員の表彰は、次に掲げる場合に行うものとする。

- 1) 臨床遺伝および遺伝カウンセリングの発展に著しく貢献したもの。
 - 2) 本会の役員として長年会務に尽力したもの。
 - 3) その他理事長が特に表彰する事を適当と認め、評議員会で承認されたもの。
- なお、叙勲者に対しては、総会時に記念品贈呈を行う。

(弔意)

第3条 会員の弔意の取り扱いについては理事長に一任し、後に理事長は会計の報告をするものとする。弔意の方法は弔辞、生花、香典などとする。

(理事会の定数)

第4条 理事会は理事長、総務、財務、学術、教育、渉外広報担当理事の他、若干名の理事からなる。理事の定数は7名とする。各種委員会委員長および監事は、理事会の求めに応じ出席できるが議決権を持たない。

- 2 理事選挙時の選挙人1人当たりの投票可能数は、理事定数と同数とする。

(職種別評議員定数制度)

第5条 評議員の定数は、職種別に会員数から評議員数を定める。職種は、A群：医師、歯科医師。B群：看護職（看護師、助産師、保健師）。C群：認定遺伝カウンセラー。D群：A～C群以外の会員。

- 2 評議員数は、会員15名につき1名とする。具体的には、職種別会員を15で除した数の少数点以下を切り上げた数を評議員とする。
- 3 評議員の被選挙権は職種別にするが、投票権は全会員が持つ。
- 4 職種は本人の届け出による。
- 5 選挙人1人当たりの投票可能数は、各職種別評議員枠数と同数とする。

(理事会選任評議員)

第6条 理事会選任評議員を評議員定数の10%以内でおくことができる。

- 2 理事会選任評議員の任期は、会員から選出された評議員と同様とする。欠員が生じた場合は同様に補充することができる。

(研修事業)

第7条 研修委員会は、研修会を企画・立案し開催する。

(会費)

第8条 正会員の年会費は8,000円とする。準会員の年会費は正会員の半額とする。賛助

会員は一口 50,000 円とする。

(会費の滞納期限)

第 9 条 会費の滞納が 2 年間を超え、3 回以上の督促を行っても、なお滞納が継続する場合、理事会にて退会を検討する。

(賛助会員)

第 10 条 賛助(施設)会員の施設に属するものは本学会の主催する学術集会等の研究会へ出席することができる。ただし、発表に際しては正会員・準会員である必要がある。学会誌・ニュースレターなどの配布を受ける。

(名誉会員)

第 11 条 名誉会員推薦については以下に掲げるとおりとする。

- 1) 理事長, 大会長, 本学会役員など、本学会に対する貢献, 実績が大である事。
- 2) 引き続き現在まで、本学会会員である事。
- 3) 名誉会員被推薦者が日本遺伝カウンセリング学会評議員の場合、名誉会員を受諾する場合は評議員を辞退するものとする。
- 4) 上記のより評議員を辞退した後は、次年度評議員会に際して、理事長は新名誉会員に対し評議員会招請状を送付しないこととする。
- 5) 名誉会員に推薦され欠員となった評議員の席は、直近の評議員選挙の次点者をもって充てる。ただし任期は前任者の残務期間とする。

(通信会議, メーリングリスト)

第 12 条 学会は会の運営にあたり、その情報交換のために電子通信媒体を用いたメーリングリストを学会に構築する。情報ネットワーク委員会はその詳細を決定し、理事会の承認を得て運営にあたるものとする。

- 2 各種役員会, 委員会は、電子メール等を用いた通信会議により議決を行うことができる。ただし各種役員会, 委員会の長は議決等議事が適正, 公正に行われるための責を負う。

(選挙管理委員会)

第 13 条 本学会役員選挙に際し、選挙管理委員会を設置する。同委員会は選挙実務を執り行う。

- 2 理事会は若干名の委員を選任する。
- 3 委員長は委員の互選で決める。
- 4 副委員長は、委員長により指名され、委員長を補佐する。
- 5 選挙管理委員会は選挙年度の開始時期に設置され、当該年度終了時、又は全ての選挙関連業務の完了時を以て解散する。